

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 1の欄は、高周波発生装置が組み込まれているきょう体の型式名を記載すること。
- (3) 3の欄の記載は、次によること。
  - ア 「自励発振」、「自励発振（周波数自動追尾方式）」のように記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（以下4の欄から8の欄までの記載において同じ。）。
- (4) 4の欄は、利用周波数が切換可能なものは、「(何) kHz及び(何) kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは、「(何) kHzから(何) kHzまで連続可変」のように記載すること。
- (5) 5の欄は、4の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して可変可能なものは、可変範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。
- (6) 6の欄の記載は、次によること。
  - ア 高周波出力の定格値を記載すること。ただし、高周波出力が2以上の段階に切換え可能なものはそれぞれの定格値を記載し、高周波出力が連続して可変可能なものは高周波出力の定格値の最大値と最小値を記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。
- (7) 7の(1)から(3)までの欄は、最大の値の設計値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (8) 8の(1)から(23)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（(1)から(8)までの欄は毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(23)までの欄は毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。
- (9) 9の欄は、振動子の種類を「電歪型」、「磁歪型」のように記載すること。また、振動子の型名（振動子の種類及び電気的特性が同じものであって、形状により型名が異なる場合は、代表的な振動子の型名）を記載すること。
- (10) 添付図面等の記載は、次によること。
  - ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
  - イ 外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。
  - ウ 構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。
  - エ 外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。
  - オ 接続図は、部品の名称又は記号及び回路定数が記載されていること。
- (11) 11の欄は、発振の安定化、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。
- (12) 12の欄及び13の欄は、試験に供した装置について記載すること。
- (13) 14の(2)の欄は、電源を投入し装置を起動させてから、5分経過後の利用周波数の設計値に対応した周波数の測定値を記載すること。この場合において、高周波出力端子に製造者が指定する値の抵抗器又は標準振動子を負荷として接続し測定すること。（15の欄から18の欄までの測定条件について同じ。）
- (14) 15の(2)の欄は、電源を投入してから5分経過後までの間における14の(1)の欄の利用周波数の設計値に対応した周波数の変動幅を「(何) kHzから(何) kHzまで」のように記載すること。
- (15) 16の(2)の欄は、最大の定格値に対応する高周波出力の測定値を記載すること。
- (16) 17の(1)から(3)までの欄の記載は、次によること。
  - ア 測定した最大の値をデシベル（1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において妨害波電圧が最大となる妨害波の周波数を記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
- (17) 18の欄の(1)から(23)までの欄の記載は、次によること。
  - ア 高周波発生装置から10メートルの距離で測定した最大の値をデシベル（(1)から(8)までの欄は毎メートル1マイクロアンペアを0デシベル、(9)から(23)までの欄は毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において電界強度又は磁界強度が最大となる利用周波数による発射及び不要発射の周波数を記載すること。ただし、周囲雑音レベルが高いため、特定の周波数において10メートルの距離で測定することができない場合は、当該周波数においては、より短い距離（3メートルを下回らない距離に限る。）で測定した最大の値を記載すること。
  - イ 高周波発生装置が2以上あり、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置を同時に動作させた状態で測定した値を併せて記載すること。
- (18) 19の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。また、(17)アのただし書の条件で測定した場合には、その旨、測定距離等を記載すること。
- (19) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定め

る規格の用紙に適宜記載すること。

注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
- (2) 指定番号の欄は、当該型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
- (3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。  
また、10の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
- (4) 試験成績表は、注1に準じて記載すること。